

平成 23 年度より

養父市税の公的年金からの特別徴収について

国民健康保険税の年金からの特別徴収（年金からの天引き）の仮徴収が、平成 23 年度からはじまります。これは、平成 22 年度に年金からの特別徴収が行われた方が対象となり、平成 23 年 2 月の年金から天引きされた金額と同額が、各年金支払月（4 月、6 月、8 月）に引き落とされます。

平成 23 年度からの市税の納期限は次のとおりです。

【現行】

納期	税目・期別	
	普通徴収	年金からの特別徴収
4 月	軽自動車税全期	市県民税仮徴収 1 期
5 月	固定資産税 1 期	
6 月	市県民税 1 期	市県民税仮徴収 2 期
7 月	国民健康保険税 1 期	
8 月	市県民税 2 期 国民健康保険税 2 期	市県民税仮徴収 3 期
9 月	固定資産税 2 期 国民健康保険税 3 期	
10 月	市県民税 3 期 国民健康保険税 4 期	市県民税本徴収 4 期 国民健康保険税本徴収 4 期
11 月	国民健康保険税 5 期	
12 月	固定資産税 3 期 国民健康保険税 6 期	市県民税本徴収 5 期 国民健康保険税本徴収 5 期
1 月	市県民税 4 期 国民健康保険税 7 期	
2 月	固定資産税 4 期 国民健康保険税 8 期	市県民税本徴収 6 期 国民健康保険税本徴収 6 期
3 月	国民健康保険税 9 期	

【平成 23 年度】

納期	税目・期別	
	普通徴収	年金からの特別徴収
4 月	軽自動車税全期	市県民税仮徴収 1 期 国民健康保険税仮徴収 1 期
5 月	固定資産税 1 期	
6 月	市県民税 1 期	市県民税仮徴収 2 期 国民健康保険税仮徴収 2 期
7 月	国民健康保険税 1 期	
8 月	市県民税 2 期 国民健康保険税 2 期	市県民税仮徴収 3 期 国民健康保険税仮徴収 3 期
9 月	固定資産税 2 期 国民健康保険税 3 期	
10 月	市県民税 3 期 国民健康保険税 4 期	市県民税本徴収 4 期 国民健康保険税本徴収 4 期
11 月	国民健康保険税 5 期	
12 月	固定資産税 3 期 国民健康保険税 6 期	市県民税本徴収 5 期 国民健康保険税本徴収 5 期
1 月	市県民税 4 期 国民健康保険税 7 期	
2 月	固定資産税 4 期 国民健康保険税 8 期	市県民税本徴収 6 期 国民健康保険税本徴収 6 期
3 月	国民健康保険税 9 期	

※普通徴収・・・納付書または、口座振替で納付すること。

※仮徴収・・・2 月に特別徴収された金額と同額を天引き（4 月、6 月、8 月の 3 回）するもので、国民健康保険税の年税額決定後に、仮徴収で天引きされた額を年税額から差し引きしたものが 10 月からの本徴収額となります。（※今年から特別徴収となる場合、最初の 3 回は普通徴収となります。）

納付期限の過ぎた納税には延滞金がかかります

市税は、納付の期限（納期限）が決められており、期日までに自主的に納めていただくのが本来の姿です。養父市では自主納税を推進しています。納期限を過ぎて納税する時には、督促手数料と延滞金を合わせて支払っていただくことになりますので、ご注意ください。

延滞金は、納期限内に納税した人との公平性を保つためのもので、納税が遅れば延滞金の額も多くなります。

延滞金は、納税された日によって金額が決まりますので、年度当初に送付する納付書や督促状などには延滞金の表示はしていません。

また、納期限を過ぎてから納付書で納税した場合、金融機関の窓口では延滞金の計算をしません。後日、市から延滞金の計算された納付書を送付しますので、その納付書で納めてください。

市税、督促手数料、延滞金のすべてが完納されなければ、差し押さえなどの滞納処分の対象になりますので納期限を守った納税にご協力をお願いします。

なお、震災、風水害、火災などの災害又は盗難により多額の損失を受けた場合などについては、減免基準がありますので詳しくは税務課にお問い合わせください。

お問い合わせ 市役所税務課（☎ 662 - 3164）